

令和9・10年度相馬方部衛生組合 測量等委託 入札参加資格審査申請書類提出要項

- 1 受付期間 令和8年11月2日（月）から令和8年11月30日（月）まで
原則郵送（メール便可）でのご提出をお願い致します。
〒976-8601 相馬市中村字北町 63 番地の 3
相馬方部衛生組合事務局 施設管理係 宛
※ 郵送する場合の注意事項
・ 申請書類を審査し、要件が満たされていれば受領し、申請受領票を返送いたします。
なお、郵送の際は、110円切手を貼り付け、返信先を記載した返信用封筒（長形3号封筒）を忘れずに同封してください。
・ 申請は、令和8年11月30日の消印まで有効です。
- 2 持参受付時間 午前9時～午前11時・午後1時から午後4時（土・日・祝日を除く）
- 3 持参受付場所 令和8年11月2日～令和8年11月18日 相馬市役所 第3委員会室 （1階）
- 4 申請要件 下記の事項に該当する者は、申請することができません。
①地方自治法施行令第167条の4第1項各号および第2項各号に該当する場合。
②市民税等に滞納がある場合。
③審査基準日から直前2年分の実績がない場合。
④社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）への加入していない場合。
※令和9年3月31日までに社会保険へ加入する予定の者も申請受付を行います。
- 5 審査基準日 令和8年10月1日
- 6 申請書類 測量等委託に係るもの（福島県の様式に準じます。）
A4Sサイズの イエロー のファイルに別紙必要書類一覧の順序で綴じて
ください。（すべてA4サイズ）
なお、⑪～⑮の書類は、クリップで留めてファイルに入れてください。
※表紙及び背表紙に必ずタイトル・会社名を記入してください。
※表紙及び背表紙に必ずタイトル・会社名を記入してください。
※添付書類のうち、**公的証明書（登記簿、税証明書）**については、登録区分
（工事・委託・物品）が複数の場合には、それぞれ添付をお願いします。
- 7 有効期限 令和9年4月1日から令和11年3月3日までとなります。

お問い合わせ先 〒976-8601 福島県相馬市中村字北町 63 番地の 3
相馬方部衛生組合事務局施設管理係
TEL 0244-35-4132

相馬方部衛生組合 ①相馬方部衛生組合事務局施設管理係にて配布
様式入手先 ②相馬市のホームページより相馬方部衛生組合様式をダウンロード

県様式入手先 ①福島県のホームページよりダウンロード

測量等委託必要書類一覧

書 類 名 称	様 式	備 考
1 測量等委託入札参加資格審査申請書	衛生組合様式	本社(店)・申請
2 申請業務に関する許可・登録を受けている申請者 許可証、登録証明書の写しか国土交通大臣に提出した現況報告 の写し(2年分)		
3 業務経歴書	県様式	任意様式可
4 技術者経歴書	県様式	任意様式可
5 技術者集計一覧表 ※土木設計以外は不要	県様式	任意様式可
6 直前2年間の各営業年度財務諸表 ※直前2年分の実績が無い場合申請できません。		
7 営業所及び委任関係一覧表(第4号様式の2) ※委任先を設けない場合は不要	県様式	任意様式可
8 納税証明書(後記参照)		
9 法人:商業・法人登記簿謄本、又は登記事項証明書 個人:身分証明書(市区町村が発行したもの)		写し可
10 誓約書	衛生組合様式	
11 ISO登録証の写し ※ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証を取得している場合		
以下の書類については、クリップで留めて提出してください。		
12 入札参加資格審査添付書類のチェックシート	衛生組合様式	○×でチェックしてください
13 測量等委託入札参加資格申請受付票	衛生組合様式	
14 使用印鑑届兼委任状 ※申請者【全員】提出が必要です ※委任先を設ける場合は「使用印鑑届(兼委任状)」の下半分に 記載が必要となります ※見積入札・契約締結・代金の請求受領の権限はすべて委任 してください	衛生組合様式	任意様式可
15 測量等委託入札参加資格申請受領票 ※申請者欄、希望する業務内容は提出前に記入してください。	衛生組合様式	

※複数枚になる書類については、両面印刷での提出をお願いいたします。

※納税証明書の提出区分について （各令和7度分、写し可）

区 分	種 類	交 付 機 関
法 人	1 消費税及び地方消費税納税証明書 「その1（納税額の証明）」又は「その3（未納税額のな いことの証明）・その3の3」のいずれか ※非課税事業者は非課税事業者届出書	所轄の税務署 （非課税の場合自社で作成）
	2 相馬市・新地町から交付される <u>税納税証明書</u> <u>法人市民税、固定資産税、軽自動車税が掲載されているもの。</u> ※ <u>相馬市・新地町に本社又は営業所等を有する場合のみ</u>	相馬市・新地町税務課
個 人 事 業 者	1 消費税及び地方消費税納税証明書 「その1（納税額の証明）」又は「その3（未納税額のな いことの証明）・その3の3」のいずれか ※非課税事業者は非課税事業者届出書	所轄の税務署 （非課税の場合自社で作成）
	2 相馬市・新地町から交付される <u>税納税証明書</u> <u>市民税、固定資産税、国保税等がすべて掲載されているもの。</u> ※ <u>相馬市・新地町に住所を有する場合のみ</u>	相馬市・新地町税務課